

議案第 38 号

利根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例

利根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年利根町条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 29 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

第 31 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

第 44 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

第 47 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年 6 月 3 日提出

利根町長 佐々木 喜 章

(提案理由)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)の改正により、家庭的保育事業者等における保育士等の配置基準の見直しが行われることに伴い、当該省令基準に従い同様の措置を講ずるほか、所要の改正を行うため提案する。